

平成29年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

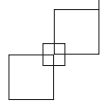
本稿は、本増刊号冒頭の「監修にあたって」で触れたとおり、本誌平成29年1月号（809号）から12月号（822号）までの本誌通常号「金融商事実務判例紹介」欄掲載の各判例の中から、企業法務および銀行法務の観点から見て重要なものを「銀行の固有業務」、「担保・保証」、「回収・倒産」、「その他金融業務」、「商事」、「その他企業法務」の6つの分野に分類して、

その概要を紹介するものである。記述にあたっては、前年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、当事者を、原告、控訴人、上告人などの訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避け、主債務者、保証人、株主など、当事者の法律上の地位で表示することとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を簡潔に紹介することとした。

一 銀行の固有業務

1 共同相続された普通預金債

権、通常貯金債権および定期



貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（破棄差戻し）（最決平成28・12・19本号）

5判例

本件は、不動産のほかに、普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権を有していた被相続人の共同相続人間の遺産分割申立事件である。第一審は、不動産のみを対象として遺産分割の審判をし、原審も、本件預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がな

い限り遺産分割の対象とならないなどしたうえで、不動産のみを対象としてこれを共同相続人の一人に全部取得させる審判をした。

本決定は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとして、原決定を破棄し、事件を原審に差し戻した。

本決定は、預金債権や貯金債権が相続開始と同時に当然に分

分類	概要	裁判所・言渡日等	出典
口座凍結	金融機関の預金口座が「犯罪利用預金口座等」(振り込み詐欺救済法2条4項)に該当しないとされた事例	大阪高判平成28・11・29(確定) 大阪地判平成28・5・30(控訴) ※大阪高判平成28・11・29の原審	金法 2063号 72頁 本号 ¹ 判例 金法 2063号 79頁
	被用者の横領行為によって損害を被ったという使用者が、その横領に係る金員が預け入れられ、払戻しがされた預金口座の開設先である金融機関に対し、同口座の開設時ないし払戻時の本人確認義務違反を理由として損害賠償を求めた請求を棄却した第1審判決が控訴審においてその結論は相当であるとして是認された事例	東京高判平成29・2・2(確定)	金判 1529号 27頁
預金払戻請求	甲の郵便貯金から死亡直前に長女乙の夫(当時)であった郵便局員の丙が無断で払戻しを受けたとして丙に対して損害賠償を求め、ゆうちょ銀行に対して主位的に同払戻金を含む郵便貯金の払戻し、予備的に丙の使用者責任に基づく損害賠償を求める乙ほか甲の共同相続人の請求にいずれも理由がないとされた事例	東京高判平成29・4・27(確定)	金判 1530号 24頁
	預金口座の名義人である甲がその母である同口座の開設者である乙に対して乙が同口座から払戻しを受けた預金相当額を不当利得金として返還を求める請求に理由がないとされた事例	東京地判平成28・6・10(確定)	金法 2061号 87頁 本号 ² 判例
	会社代表者が個人で開設した信用金庫の個人名義の普通預金口座からの約1億円の払戻しについて、債権の準占有者に対する弁済として有効とされた事例	東京地判平成28・4・20(確定)	金法 2055号82頁 本号 ³ 判例
預金業務	他人の親族になりすまして行う詐欺の現金受取役を担った被告人が、氏名不詳者からの指示内容が現金詐欺であると認識した時点で、氏名不詳者との間に詐欺の共謀が成立するとされた事例	東京高判平成27・6・11(確定)	判時 2312号134頁
	多額の経費をかけて東京から松江まで赴き、スーツを着用し偽名を用いるなどして高齢者から現金を受領する役割を客観的には担った被告人について、本件特殊詐欺の指示役は、被告人と以前からの知り合いであり、被告人に対し、仕事内容の詳細を明示せずなし崩し的に依頼や指示を承諾させ、偽名の使用や高額な現金受領についても一定の説明をして信用させていたことなどから、被告人には、何らかの犯罪に関係するとの認識までは生じなかった合理的な疑いが残るなどとして、詐欺の故意が認められないとされた事例	松江地判平成28・1・20(確定)	判時 2312号134頁
	1 現金送金型の特殊詐欺事案において、受け子につき詐欺の未必的故意を認めた事例 2 「騙されたふり作戦」が行われた特殊詐欺事案において、受け子につき詐欺未遂罪の共同正犯の成立を認めた事例	福岡高判平成28・12・20(上告)	判時 2338号112頁 判タ 1439号119頁
	詐欺商法業者に用いられた銀行口座を開設するにあたり、その手伝いの内職をしていた者らにつき、口座開設の補助をしている認識がなくとも、自らの行為が違法行為に使われる可能性が高いことを容易に知り得たとして、損害賠償責任を認めた事例	東京地判平成28・3・23(確定)	判時 2318号 40頁 本号 ⁴ 判例
預金と相続	共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は遺産分割の対象となるか	最決平成28・12・19(破棄差戻し)	民集70巻8号2121頁 金判 1508号 10頁 金判 1510号 37頁 判時 2333号 68頁

金融機関の預金口座が振り込め詐欺救済法2条4項所定の「犯罪利用預金口座等」に該当しない等とされ預金者の請求が認容された事例（確定）（大阪高判平成28・11・29金法2063号72頁）

重要度 ★★☆☆

● 事案の概要 ●

1 本件は、Xが、Y銀行に対し、X名義の普通預金口座（以下、「本件口座」という）について預金払戻請求権を有するとして、その残高および遅延損害金の支払いを求めたところ、Y銀行が、①振り込め詐欺救済法に基づき取引停止措置を執ったからY銀行はXの預金払戻請求を拒絶できる、または、②Y銀行の普通預金規定を理由にこれを拒絶できると反論し、これを争った事案である。

2 訴外弁護士は、平成25年7月、Y銀行に対し、日本弁護士連合会が作成した統一書式を用いて、本件口座が架空請求または恐喝の手段で不正に振込送金を請求することに用いられている旨の情報提供するとともに、本件口座の取引停止または本件口座の解約を求める依頼を行った。

Y銀行は、同月、本件口座について、振り込め詐欺救済法3条1項に基づき、取引停止措置を執り、同月、預金規定に基づき、本件口座を強制解約した。

大阪高裁は、前記①のY銀行の反論を排斥するとともに、前記②のY銀行の反論について次のとおり判示したうえで、本件において、「具体的な必要性

銀行の固有業務

が存続している場合」に当たらないとして、これを排斥した。

■ 判旨 ■

「預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められた場合に、Y銀行が当該預金口座の解約又は取引停止をすることができ旨の本件預金規定13(2)の趣旨は、預金口座が犯罪行為等に利用されて犯罪行為等を助長する結果になったり、正当な権原を有しない者が預金の払戻しを受けて利益を受けたりすることを回避すること等にあると考えられる。他方、取引停止は、特に払戻し等の停止が長期間にわたれば、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせかねないし、まして解約は、口座利用者に通知した上で行うものであるとしても、それ自体、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせるおそれのある措置である。解約等（解約又は取引停止）の趣旨とそれが利用者を生じさせる不利益とを勘案すると、仮に、銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶できるとしても、ある預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用された事実があったとしても、銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶することができるのは、解約等（解約又は取引

停止）という手段を認めた上記趣旨に照らして、せいぜいその具体的な必要性が存続している場合に限られ、少なくともその必要性が失われている場合には、上記規定に基づく払戻しの拒絶をすることはできないといふべきである」。

▼ 解説 ▼

本件では、①振り込め詐欺救済法2条4項所定の「犯罪利用預金口座等」に本件口座が該当するか否か、②預金規定の強制解約条項の解釈・適用、などが論点になっている。

特に論点①については、多数の下級審裁判例が公表されているが、その論点に係る本判決の論旨は、従来の多数の下級審裁判例の判旨とまったく異なっており、その妥当性に疑問な点が多いと考えられる。

また、論点②に係る前記判旨についても、特定の預金口座において、過去、法令や公序良俗に反する行為に利用された事実があった場合であっても、それだけでは取引停止措置の継続を正当化できないと解し、この継続が認められる場面を限定的に理解しているようであるが、この判旨にも疑問がある。

（浅井弘章）